



島根県報

平成28年7月5日（火）

号外 第 136 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

補助金等交付規則第3条の規定により島根県再生可能エネルギー熱利用普及モデル事業補助金の交付の対象等を定める告示 （地 域 政 策 課） 2

告 示

島根県告示第489号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県再生可能エネルギー熱利用普及モデル事業補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により島根県再生可能エネルギー熱利用普及モデル事業補助金の交付の対象等を定める告示（平成27年島根県告示第298号）は、廃止する。

平成28年 7 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

島根県再生可能エネルギー熱利用普及モデル事業補助金

2 交付の目的

県内において太陽熱、地熱・地中熱、水素等の再生可能エネルギー熱利用設備を導入する者に対し、その導入に要する経費について補助を行うことにより、再生可能エネルギー熱利用等の導入を促進することを目的とする。

3 交付対象者

県内において4に規定する事業を実施しようとする者（以下「事業実施者」という。）

4 交付の対象となる事業、補助対象経費及び交付金額

区分	交付の対象となる事業	補助対象経費	交付金額
太陽熱利用	(1) 経済産業省の再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付要綱（平成28年3月1日付け20160202財資第4号）第2条の規定に基づき、一般社団法人環境共創イニシアチブが定めた再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付規程（以下「事業者支援交付規程」という。）第3条に定める太陽熱利用の設備を導入する事業で、県内の医療・福祉施設等で事業者支援交付規程に基づき交付決定を受けた事業	事業者支援交付規程に定める対象事業費から事業者支援交付規程に基づき受けた交付決定額を除いた額	補助対象経費の2分の1以内の額
	(2) 環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業）交付要綱（平成28年4月1日付け環政計発第1604017号）第3条及び再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業実施要領（平成28年4月1日付け環政計発第1604018号）の規定に基づき、公益財団法人日本環境協会が定めた平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業）交付規程（以下「熱自立交付規程」という。）第3条に定める太陽熱利用の設備を導入する事業で、県内の医療・福祉施設等で熱自立交付規程に基づき交付決定を受けた事業	熱自立交付規程に定める対象事業費の合計額	ア 事業実施者が市町村（市町村により設立された地方公共団体の組合を含む。以下同じ。）の場合 補助対象経費の6分の1以内の額 イ 事業実施者がア以外の者の場合 補助対象経費の4分の1以内の額 なお、ア及びイともに精算時に交付決定額からの増額はしないものとする。
	(1) 熱自立交付規程第3条に定める地熱利用の設備を導入する事業で、県内の公共施設等で熱自立交付規程に基づき交付決	熱自立交付規程に定める対象事	ア 事業実施者が市町村の場合

	定を受けた事業	業費の合計額	補助対象経費の6分の1以内の額 イ 事業実施者がア以外の者の場合 補助対象経費の4分の1以内の額 なお、ア及びイともに精算時に交付決定額からの増額はしないものとする。
地 熱 ・ 地 中 熱 利 用	(2) 事業者支援交付規程第3条に定める地中熱等利用の設備を導入する事業で、県内の公共施設等で事業者支援交付規程に基づき交付決定を受けた事業	事業者支援交付規程に定める対象事業費から事業者支援交付規程に基づき受けた交付決定額を除いた額	補助対象経費の2分の1以内の額
	(3) 環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省CO ₂ 型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業）交付要綱（平成28年4月1日付け環地温発第16040112号）第3条及び省CO ₂ 型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業実施要領（平成28年4月1日付け環地温発第16040111号）の規定に基づき、一般社団法人低炭素社会創出促進協会が定めた平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省CO ₂ 型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業）交付規程（以下「社会ストック対策交付規程」という。）第3条第1項及び第5項に定める地中熱・地熱等を利用した低炭素型の融雪設備導入支援事業で、県内の公共施設等で社会ストック対策交付規程に基づき交付決定を受けた事業	社会ストック対策交付規程に定める対象事業費の合計額	ア 事業実施者が市町村の場合 補助対象経費の6分の1以内の額 イ 事業実施者がア以外の者の場合 補助対象経費の4分の1以内の額 なお、ア及びイともに精算時に交付決定額からの増額はしないものとする。
水 素 等 の 熱 利 用	経済産業省の民生用燃料電池導入支援事業費補助金交付要綱（平成21年4月1日付け平成21・03・06財資第9号）第2条の規定に基づき、一般社団法人燃料電池普及促進協会が定めた民生用燃料電池導入支援補助金交付規程（以下「燃料電池交付規程」という。）第4条に定める設備を導入する事業で、燃料電池交付規程に基づき交付決定を受けた事業。ただし、設備の更新の場合は、交付の対象外とする。	燃料電池交付規程に定める対象事業費から燃料電池交付規程に基づき受けた交付決定額を除いた額	1件当たり30万円以内。ただし、補助対象経費が30万円未満の場合は、その金額以内